

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

3118号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

数年前の大正町市場(名前は、火災で焼失した際大正天皇が復興費を寄付されたことに由来)(高知県中土佐町)

この中土佐町の内陸側に、平成に合併した旧大野見村がある。上流がいったん海に近づいてさらに山間部に遡る四十川の上流部でもある。そしてこの大野見地区は、いま日本に3つしかない七面鳥の産地の一つなのである。

この大野見地区で、いま七面鳥の飼育と販売に燃える若者がいる。松下昇平氏(31)はアメリカで高校生活を送り、高タンパク低脂肪でアスリートの栄養食びつりの七面鳥に魅せられた。その思いは日本大に進学し、スポーツ振興関係で働くようになって変わらず、高知県の移住相談会で、トライアスロンの参加で縁のあった中土佐町の職員から七面鳥飼育の話を知り、一気に燃え上がった。

今から50年ほど前の日本では、クリスマスや祝いの風潮が広がる中、各地で七面鳥の飼育

が始められたが、いま残るのは北海道滝上町、石川県輪島市、そしてこの大野見地区のみである。生産量は合計3000羽に満たない。旧大野見村では村役場に組合を置いて支援していたが、合併後はその維持が難しく、松下氏は、3年前から地域おこし協力隊として七面鳥飼育を担当する願ってもない展開になった。翌年には組合長にも就任している。生産者は氏を含めて3名に過ぎないが、国の補助で加工施設を増築、HACCP(ハサップ)という衛生管理の認証も取得した。

町では小中学校の給食に月2回程度使い、小学生が考案した四十川ターキーコロケは地産地消コンテストで最高賞を取った。実際、食味もアメリカのものよりは数段いいらしい。ラジオ番組を始めあらゆる機会に、アスリートに高タンパクの七面鳥を届けたいと訴える氏は、いつしかタンパク質王子と呼ばれるようになった。

協力隊の任期が終わったこの3月末、氏は個人事業主として松下商店を設立した。七面鳥に加えて撤退するテナガエビの養殖を引き継ぎ、他の仕事を加えて複合経営で頑張ることである。町教育委員会のスポーツ振興監にも委嘱された。なんと七面鳥を1000羽の台に乗せたいと頑張る氏の歩みは、地域おこし協力隊員のあり方の見本とも言える。よき前途を祈らずにはいられない。

コラム

高知にタンパク質王子あり 中土佐町の七面鳥飼育への期待

早稲田大学名誉教授 宮口 伺 勉

が始められたが、いま残るのは北海道滝上町、石川県輪島市、そしてこの大野見地区のみである。生産量は合計3000羽に満たない。旧大野見村では村役場に組合を置いて支援していたが、合併後はその維持が難しく、松下氏は、3年前から地域おこし協力隊として七面鳥飼育を担当する願ってもない展開になった。翌年には組合長にも就任している。生産者は氏を含めて3名に過ぎないが、国の補助で加工施設を増築、HACCP(ハサップ)という衛生管理の認証も取得した。

町では小中学校の給食に月2回程度使い、小学生が考案した四十川ターキーコロケは地産地消コンテストで最高賞を取った。実際、食味もアメリカのものよりは数段いいらしい。ラジオ番組を始めあらゆる機会に、アスリートに高タンパクの七面鳥を届けたいと訴える氏は、いつしかタンパク質王子と呼ばれるようになった。

協力隊の任期が終わったこの3月末、氏は個人事業主として松下商店を設立した。七面鳥に加えて撤退するテナガエビの養殖を引き継ぎ、他の仕事を加えて複合経営で頑張ることである。町教育委員会のスポーツ振興監にも委嘱された。なんと七面鳥を1000羽の台に乗せたいと頑張る氏の歩みは、地域おこし協力隊員のあり方の見本とも言える。よき前途を祈らずにはいられない。

もくじ

● ● ● ● ●
随 情 情 政 活

想 報 報 策 動

「第32次地方制度調査会第37回専門小委員会」に荒木会長が出席
「新たな圏域行政」推進につながる法制度化に断固反対
過去最大規模の117兆円の経済対策 個人と事業者への現金給付が柱
― 新型コロナウイルスで支援策 ―
町村「当地キャラしまん」……
「森林サービス産業」推進地域及び「森林サービス産業」モデル地域等を募集します！
自然の恵みによる島づくり(産業振興)…… 東京都八丈町長 山下 奉也
(11)(10)(9)(7) (2)

写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、図書カード(3千円)を差し上げます。
写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。
送り先：全国町村会・広報部

全国町村会

「第32次地方制度調査会第37回専門小委員会」に
荒木会長が出席
「新たな圏域行政」推進につながる法制度化に断固反対

第32次地方制度調査会(会長 市川晃住友林業㈱代表取締役会長)は、4月23日に第37回専門小委員会(委員長 山本隆司 東京大学教授)を開催し、本会の荒木泰臣会長(熊本県嘉島町長)をはじめ地方六団体代表からのヒアリングを行った。なお、この会議は、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大に伴い、Web会議形式で行われた。

同専門小委員会は、第32次地方制度調査会の諮問内容である「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、求められる地方行政体制のあり方」について、今夏を予定している答申に向けて「総括的な論点整理(案)」をとりまとめたところであり、これに対する地方六団体からの意見聴取を行うために開催されたものである。

荒木会長は、これまでの専門小委員会の中で示された「総括的な論点整理(案)」に対し、次のとおり意見を述べた。

○市川会長、大山副会長、山本小委員長をはじめ、これまで大変ご熱心に議論を重ねてこられた委員の皆様方に敬意を表する次第でございます。全国町村会としての考えの詳細は、「意見書」にまとめさせていただきます。

本意見書は、日々町村行政にたずさわる中で、現場の思いも含め率直に申し上げていますので、ぜひ受け止めていただきたいと存じます。

○今回の論点整理(案)については、全体を通じて熱心にご議論いただき、賛同できる部分も多々ございます。しかし、本日は時間も限られておりますので、賛同できない項目、懸念のある項目を中心に意見を申し上げます。

○まず、特に看過できない論点がありますので、このことを申し上げます。論点整理(案)9頁から始まる「連携計画作成市町村と相手方の市町村による連携」についてでございます。論点整理(案)では、連携施策への「相手方の市町村の十分な参画を担保する仕組み」を設けるとされていますが、これが、連携中枢都市圏・定住自立圏の要綱で定められた圏域のビジョン等の策定プロセスの法律による制度化を図ろうとするものならば、本会の総意として「断固反対」します。

これは、既に広く普及し、全国をほぼ網羅している定住自立圏等を活用し、「新たな圏域行政」を容易に全国展開することにはかならず、将来、周辺町村の衰退が確実に進むことになるものと強く危惧いたします。

「対等」であるはずの市町村間に、「計画策定市町村」という機能に着目した評価を導入し、新たな格付けの考え方を持ち込むものであり、実質中心市による「圏域に対するマネジメント」の強化そのものであります。さらに、法律への格上げによって、容易に加入・脱退できる自由度がなくなり、将来的には町村の選択肢を狭める恐れが大きいと考えます。

活 動

意見を述べる荒木会長



ことには大きな疑問を感じます。我々の思いとは逆の方向であります。

そもそも、定住自立圏等は、集約・コンパクト化とネットワーク化を目指すものでございます。そこには、中心となる都市を核にして機能分担しながらネットワークでつなぎ、経済合理性や行政の効率性を追求しようとする考え方が色濃く存在します。「新たな圏域行政」の推進も同じスタンスではないかと強く危惧しております。

○次に、論点整理（案）で示された各論について、申し上げます。はじめに、Ⅱの広域連携について申し上げます。

○第1に、論点整理（案）7頁から始まる「計画段階への着眼」についてですが、現場実践の中では、計画と執行は分けられないことも多く、形式にとらわれない地域実態に合わせた柔軟なやり方や、「計画」も幅広いと考えられます。

○また、この関連で示された「地域の未来予測」の意義については一定の理解をしていますが、未来の何を予測するかで意味合いは大きく違ってきます。「地域の未来予測」は、その使い方次第では、人口減少・少子高齢化の先行する町村にとって、更なる行財政改革や広域連携による効率化・

○また、連携中枢都市圏には、財源・権限の中心市への集中や条件等の違う市町村間の合意形成の難しさなど根本的な問題があることを、私の地元を例に出し、これまでも申し上げてきました。こうした課題が、「相手方の市町村」や「共・私」が十分に参加する仕組みを設ければ解決するかのような考えをとる

集約化・合理化等への道具に使われることを懸念します。ある面だけをとらえられ、「新たな圏域行政」への圧力が強まるのではないのでしょうか。

「地域の未来予測」の整理を、市町村及び広域圏に一律に適用することには、様々な弊害が生まれる懸念があり賛同できません。また、地域の将来像を考える際には、全国一律の定量的な指標による評価だけでなく、人口減少を前向きにとらえ、どのように地域や一人ひとりの価値を高めていくかの視点が極めて重要であります。新たな可能性を切り拓く、市町村や地域固有の魅力・価値の更なる向上への取組みを応援する政策推進の必要性を打ち出していきたいと存じます。

○第2に、論点整理（案）10頁で、個別行政分野の計画に関し、「できる限り共同作成が可能になるよう」といった記述がありますが、計画策定を容認するかどうかのような誤解を招かないよう、丁寧な表現をお願いしたいと思います。国による地方への計画策定や専門職員・窓口の設置の義務付けの実態を確認し、不要なものや重複しているものを見直すなど、あらためて地方分権を踏まえた記述とともに「支援・協力をお願いしたい」と思います。

○第3に、論点整理（案）14頁以降の「都道府県による補完」についてでございます。補完の手法は「連携協約の活用が有用」であるとして、「連携協約に基づく役割分担の協議を要請できる仕組みを設ける」といった内容ですが、都道府県と特定の市町村の連携協約は、実行面での懸念があります。先行県の例にみられるように、小規模町村が県全体にとって重要な価値を持つとの県民合意のもとに、「共同的な手法」の一環としての取組みがもっと広がってほしいと強く期待しております。国として、更なる気運の醸成と力強い支援策の検討をお願いしたいと存じます。

○第4に、技術職員の確保について、本年度から実施される市町村支援スキームは、本会としても、平時と危機管理を対応させた仕組みとして評価しております。医師、看護師、保健師等専門職種の広域的な連携調整について、更なる国の制度改革や財政支援も含めた積極的な検討をお願いしたいと存じます。

○次に、Ⅲの「公共私連携」についてでございます。町村にとって、行政に関わる人材は要でありますし、地域を支える「ひとづくり」は極めて

活 動

重要です。国の、最近の積極的な政策は我々も評価しておりますが、前例にとらわれない更なる大胆な取組みを期待します。

〇次に、Ⅳの「行政のデジタル化」についてです。基幹系情報システムの標準化については、期待する一方で、自治体規模の違いによる様々な課題があります。AIの活用についても、小規模自治体では留意が必要でございます。また、「自律・分散」と「多様な連携協力関係」の構築をサポートする機器・システムの開発・普及、さらに情報通信インフラの条件不利地域も含めた全国的な整備については、地域という視点ではなく、わが国全体の持続可能性を追求するうえでも不可欠と考えております。

〇Ⅴの「地方議会」については、住民代表の議会機能の維持・確保のための取組み、とりわけ町村議会における議員のなり手不足対策は、切実な課題であります。全国市長会とともに、全国市議会議長会・全国町村議会議長会との課題認識の共有のもと、引き続き地制調等において検討が深められることを期待しています。

〇各論については以上ですが、最後に、率直なお話をしたい。この度の困難である新型コロナウイルスとの戦いに、国・地方が心を合わせて一丸となつて挑んでいる中で感じたことであります。果たして2年前の「自治体戦略2040構想」に対する私たちの意見や、これまでの地制調の場での私たちの発言は一体何だったんだろうか。これ以上は申し上げませんが、「信頼」は築くのに長い努力が必要ですが、壊れるのはあっという間です。意見書のおわりに2つのことを申し上げたいと存じます。

〇1点目は、国土のあり方と町村についてでございます。東京一極集中の是正は必須の取組みであり、都市地域、農山漁村地域など多様な地域が自律・分散しながらも、それぞれが重層的につながりを持つ国土構造がめざすべき姿であります。地域資源を活かし、地域の個性を磨くことで、多様な地域の価値がさらに向上発展していく。その集合体が国土を形成します。その中で、私たち町村はかけがえない役割を果たしたいと考えております。災害時の、大都市に対する安心の砦としての役割もそつでございします。〇2点目は、「自律・分散」と「多様な連携協力関係」の構築についてであります。町村行政について、広域的な様々な「横の連携」や都道府県・

国との「縦の連携」は、益々重要になってまいります。その際、それぞれの行政主体の自主性・自律性のもとでの十分な機能発揮を前提に、「多様な連携協力関係」は、「主従」ではなく「対等な協力関係」でなくてはなりません。

ICT(情報通信技術)の進展やAIに代表される技術革新により、「自律・分散」と「多様な連携協力関係」が調和的に両立可能な時代が到来しつつあります。今次のテーマは各府省にも広く関わっていますが、いろんな制度や規制を地域の現場目線で柔軟に使い勝手の良いものにしていくことが極めて重要です。地方六団体が求める地方分権推進とも深く関わります。〇私たちは、住民自治・団体自治の現場においてこそ、多様な連携協力関係の基盤となる、多様なつながりの「苗代」^{なえしろ}を守り育てることができると確信しています。これから本会が主張する「都市と農山漁村が共生する社会の実現」に向けて努力を重ねていく所存でございます。私からは以上でございます。



地方六団体代表の意見陳述の後、今回はWeb会議による制約のため、山本委員長が代表してそれぞれの委員から出された質問をまとめて、各地方団体側に行った。

全国町村会に対してもいくつかの質問が出されたが、その主なものは、『専門小委員会では、今後資源制約下で市町村間で合意が難しい問題についての連携を実現するために、意思決定への周辺市町村の参加機会の充実や自治体事務の計画段階での連携の推進等を議論してきたが、このような考え方の方向性に問題はあると思われるか』『参画の機会の確保について、法律による制度化をせずに要綱にとどめておくと、周辺市町村の関与を十分に保障することが難しいと考えられるが、それでも法律による制度化に伴って広域連携が展開しやすくなることを防ぎたいということなのか』『将来の見通しについて、国民全体が減少する中であっても、単独で行政サービスを提供するために、国や都道府県側が十分な資源を持たないという状態にならないと考えるのか、それとも市町村に対して十分に援助を行えなくなる状態が危惧されると考えるのか』『都道府県による補完につい

活 動

では問題がないと考えているのか』『首長が交代しても連携の関係性が維持される仕組みを否定的に捉えられているが、住民の視点からすると必要な視点ではないか』などであった。

これらの質問に対して、荒木会長からは、本会提出の意見書の内容も踏まえ、以下のような本会としての主張・考え方を述べたところである。

○「当事者の市町村間で合意が難しい問題」については、その時点を切り取れば、連携の必要性がそのタイミングではまだない、ということになるのではないかと考える。市町村間の合意形成は、私のまちづくりの経験からも、地域の実情を踏まえ、住民とも情報を共有し丁寧な時間をかけて行われるべきものであり、法律の合意形成の手法で枠をはめるようなものではないと考えている。周辺町村側が望まないことや、当面は先送りして、状況がどうなるか見極めようとするこまで、効率化・合理化等の成果を急ぐ多数側の論理や中心市の意向により、周辺町村が強制されかねない危険性もはらんでいる。広域連携で必要とする業務を行う限り、相手方市町村の参加を担保するのは当然の話であり、法律でわざわざ規定する必要はなく、市町村の自主性に委ねてほしい。どうも無理やり、何か成果を出さなくては、制度をつくらなくてはという姿勢を強く感じる。

市町村の行政運営について、画一的な制度への誘導は論外であり、地方総意の懸念を受け止めていただき、「制度づくりはもう少し時間をかけて様子を見よう」といった判断が必要ではないかと考えている。

○我々は、「広域連携を全国展開しやすくなるのを防ぐことを優先する」という価値判断」という考え方はしておらず、広域連携も含め多様な連携協力関係はこれから益々重要だと主張している。町村会が広域連携に反対しているというレッテルを張りたいのか、偏見に満ちた質問だと感じる。法律による制度化をしないことと、保障可能性を捨てることとがどうして短絡的に結びつくのか疑問。広域連携が必要とする業務を行う限り、相手方市町村の参加を担保するのは当然の話であり、相手方の了解を得られないものは連携まで至らないということ。これは、当たり前のことで、私たちの現場からみれば、法律でわざわざ規定するものではない。

○町村の持続可能性についての質問だと理解するが、前提としてそもそも

国・地方全体の将来財政をどう考えるのが出発点である。これまでの地制調での議論では地方財政の姿について突っ込んだ話はなかったと思うが、ご案内のように昨年の地方財政審議会の意見では「どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、そして、満足度を高めて幸せをもたらす。それが目指すべき地域の姿である」とし、持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保していく必要があるとしている。とりわけ、地方交付税制度は、広範にわたる行政サービスを支える地方財政制度の中核として財源保障機能と財源調整機能を持ち、地方固有の財源であって、私たちがどこか上からの行財政上の「援助を求める」立場との指摘には、啞然とせざるをえない。

昨年から始まった「全世代型社会保障検討会議」における、将来に向けて「年金」「医療」「介護」をどうするかや「高齢者の雇用促進」、若者等各世代の働き方を支える社会保障とGDP・労働生産性向上の視点などを抜きに、不確実性のある将来を、2040年の人口問題を中心に矮小化して、それを地方自治制度の中の「新たな圏域行政」などいくつかの手段だけで解決策を見いだそうとすることは、初めから無理があるように私は思う。その意味では、認識共有の大前提が違っており、このことは地制調の始まった当初から申し上げていたつもりである。

○都道府県との補完については意見書でも述べているが、従属的な関係ではなく、「共同的な手法」について推進していくべきではないかと考えている。

○「首長が交代しても連携の関係性が維持される仕組み」についての質問があったが、驚きを禁じ得ない。こうした考えは、地域住民の選挙で選出された首長の権限、さらには議会権限をも侵すものであり、地方自治を否定することにもなりかねない。私個人というより、首長であれば到底認められないものである。そのようなこともあって、「中間とりまとめ」から削除されたのではなかったのか。意見書の中でも申し上げているが、広域連携も含め多様な連携協力関係は必要である。安定性・継続性もその意義は理解しているが、あくまで、それぞれの地域事情や時代背景のなかで、

望ましい連携協力関係をその当事者たちが判断していくものと考えます。
○広域連携から離脱し単独で行う、あるいは連携のパートナーを変える等いろいろの判断が、行政運営を長年やっていくと当然出てくる。我々首長は、自らの決断について、住民の負託に応えているか常に真剣に考えている。最終的には、選挙の審判を受けることになる。

そして、荒木会長は、『最後に申し上げたいのは、私たちのような地方自治の最前線の現場を大事にしていけないと、日本は本当にダメになってしまうということです。委員の皆さんには無理やり何か成果を出さなくては、制度をつくらなくてはという姿勢ではなく、地方の現場に何度も足を運んでもらいたい。そして私たちの心強いファン・応援団になっていたいただきたいと思います。小さな自治体だからこそ、できることやキラリと光る存在を示せることがたくさんあります。』と発言を締めくくった。

今回の専門小委員会では、本会のほか、全国町村議会議長会をはじめ全国市長会・全国市議会議長会等各地方団体の代表からも、特に、圏域行政の法制度化に関わる論点について否定的な意見や強い懸念などが示されたところである。

地方制度調査会専門小委員会では、今後、地方六団体及び委員からの意見を踏まえ、最終的なとりまとめに向けた議論を行うこととしている。

★今回の地制調専門小委員会に全国町村会が提出した「総括的な論点整理（案）」に対する意見（全国町村会）につきましては、本会Webサイトに掲載しております。また、kouhou@zck.or.jpまでご連絡いただければご提供いたします。

なお、次の資料につきましては、本会Webサイトに掲載しております。

- ・「総括的な論点整理（案）」地制調専門小委員会・全国知事会提出資料
- ・全国都道府県議会議長会提出資料・全国市長会提出資料

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み（平成18年9月27日付）ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部（kouhou@zck.or.jp）までお願いいたします。



政 策

過去最大規模の117兆円の経済対策

=個人と事業者への現金給付が柱=

— 新型コロナで支援策 —

現金給付に総額15兆円規模

経済的に苦しむ個人と企業への支援では、個人への現金給付に12兆8803億円、中小企業や個人事業主への現金給付に2兆3176億円、児童手当の1万円上乗せに1654億円をそれぞれ計上した。個人への現金給付では、外国人を含めて4月27日時点で住民基本台帳に記録されている人を対象に10万円を給付。世帯主が受給者となる。申請は、申請書を郵送で市区町村に送付するか、マイナンバーカードを利用したオンラインで行う。郵送の場合は本人確認書類の写しの添付が必要だが、オンラインの場合は不要とした。ドメ

政府は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急経済対策を決定した。全国民に1人当たり10万円の給付や、売り上げが急減した中堅・中小企業に最大200万円、フリーランスなど個人事業主に最大100万円の現金を給付することが柱。20年度補正予算の歳出は25兆6914億円で、事業規模は過去最大の117・1兆円となっている。今回の緊急経済対策は、感染拡大の防止に向けた「緊急支援フェーズ」と、収束後の経済回復に向けた「V字回復フェーズ」の2段階で構成。①感染拡大防止策と医療提供体制の整備、治療薬の開発②雇用の維持と事業の継続③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復④強靱な経済構造の構築⑤今後への備えの5本柱となっている。

スティックバイオレンス（DV）被害者については、避難先の市区町村に申し出れば、給付を受けられる。生活保護の受給者に関しては、給付金を収入と認定しない。また、本人による申請が困難な場合は代理人による申請も可能とした。申請期限は、郵送申請の受付開始から3カ月以内で、申請者名義の銀行口座に振込む。12兆8803億円のうち、1458億7900万円は事務費で、必要な事務経費などは国が全額補助する。子育て世帯への支援では、児童手当受給世帯に対し、対象となる児童1人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給。これらの給付金は非課税とした。

中小企業や個人事業主向けの現金

給付は、事業収入が前年同月比50%以上減少した場合、中堅・中小企業は200万円、個人事業主は100万円を上限に、前年度の事業収入からの減少額を給付。申請者の負担を軽減するため、電子申請を原則とする。

また、市町村などが、新型コロナウイルスの影響で収入が大きく落ち込んだ人の国民健康保険料や介護保険料を減免した場合、その減収分を全額補助する。新型コロナウイルスで生計維持者が死亡するなどした世帯に対する減免は全額を補助。事業収入が前年比で3割以上減ると見込まれるなど一定の条件を満たす自営業者らに対し、減免を行う場合にも全額を補助する。対象期間は2月から来年3月までで、既に徴収した保険料をさかのぼって減免する場合も対象となる。

自治体の減収分は国が補てんも

20年度補正予算では、1兆円の「地方創生臨時交付金」も創設。不交付団体も対象に含め、5月中旬に自治体から実施計画を募り、6月に交付額を確定する予定だ。使途は限定せず、自治体が自由に使えるようにする。

税制面では、企業の資金繰りを後

政 策

押しする。固定資産税は、償却資産と事業用建物を対象に売上高が前年に比べて50%以上減少した中小企業については免除、減少幅が30%50%未満の場合は半分に軽減する。事業者が、税理士や公認会計士など認定経営革新等支援機関に申請すると、同機関が会計帳簿などで売上高が減少しているかなど要件を満たしているかを確認して認定。その後、事業者が各市町村に来年1月末までに申告すると適用される。

また、2月から来年1月末までの間、1カ月の売上高が前年同期比で20%以上減少した企業には、2月から来年1月末の間に納付期限が来る税目について、印紙税や登録免許税を除く全ての税目の納税を1年猶予。担保や延滞税は不要となる。社会保険料の支払いも1年間猶予する。

加えて、赤字の中小企業向けに過去に納めた法人税を還付する制度の要件を緩和。対象を資本金1億円以下から10億円以下の中堅企業にも広げる。

また、中小企業や個人事業者を対象に固定資産税と都市計画税を減免。2月から10月までの期間のうち、3カ月間の売上高が前年同期比で50%以上減少した中小企業は免除

し、減少幅が30%以上50%未満の場合は、2分の1に軽減する。いずれも21年度の課税分が対象となる。減少分は全額国費で補てんする。

感染拡大防止の一環で各種イベントの中止や延期が増加していることで、主催者に大きな損失が生じていることを踏まえ、イベントなどのチケットの購入者が払い戻しを求めなかった場合、20万円を上限に購入金額を寄付と見なして、2000円を引いた金額を寄附金控除の対象に加える。2月から来年1月末までに開催予定で、中止されたイベントが対象で主催者からの申請に基づいて文化庁とスポーツ庁が対象となるイベントを指定する。払い戻しを受けなかった人が、主催者からイベント認定証明書(仮称)と払戻請求権放棄証明書(仮称)の交付を受けて、これらの証明書とともに確定申告をすれば控除を受けられる。不特定多数を対象としないイベントや払い戻しを受けられないイベントは対象外となる。

法人向けではこの他、現在は資本金1億円以下の赤字企業に認められている、過去に納めた法人税を払い戻す措置の対象に、資本金が10億円以下の中堅企業も加える。また、中小企業経営強化税制を拡充して、中

小企業のテレワーク導入を支援するため、必要な関連設備への投資額の最大10%を法人税額から差し引く。

個人向けでは、住宅ローン減税の要件を緩和する。現在の住宅ローン減税は、毎年末のローン残高の一定割合を、所得税などから13年間控除している。適用を受けるには今年12月末までに入居する必要があるが、新型コロナウイルスの影響で住宅の建設が遅れ、入居できる時期が遅くなる可能性がある。そこで、対象となる入居期限を1年間延長する。新築の場合は9月末まで、建て売りや中古住宅、増改築の場合は、11月末までに契約を終えることが要件となっている。

また、中古住宅を取得した場合、取得から6カ月以内に入居する必要があるが、取得後に増改築工事などを行い、新型コロナウイルスの影響で工期が遅れ、期限内に入居できない場合でも、増改築工事完了から6カ月以内に入居すれば住宅ローン減税の適用を受けられるようにする。住宅取得から5カ月以内か、関連する税制法案の施行から2カ月以内に増改築工事の契約を締結する必要がある。増改築等の完了がずれ込み、入居が2年となった場合は、確定申告は22年3月となる。これらの措置

に伴う減収分も全額国費で補てんする。

収束後は官民連携でキャンペーン

収束後の「V字回復フェーズ」では、外出自粛で経営環境が悪化している観光・運輸業や飲食業、イベント事業などを支援するため、新型コロナウイルス収束後に「Go To キャンペーン」として割引クーポンの発行などを実施する。

観光支援では、旅行業者などを通じて、旅行商品を購入した消費者に対し、1泊当たり2万円分を上限に代金の半額分の割引クーポンを付与。飲食業への支援では、オンライン飲食予約サイト経由で飲食店を予約・来店した消費者に対し、1人当たり最大1000円分の飲食店で使えるポイントを付与したり、飲食店で使えるプレミアム付食事を発行したりする。

(時事通信社内政部 江川 剛正)

町村

ご当地キャラじまん

Vol.59

西ブロック

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からピックアップ。

島根県美郷町

広島県坂町

熊本県氷川町

美郷町アンバサダー

みさ坊

島根県美郷町



4月1日生まれの男の子。永遠の生後2カ月。猪突猛進な性格。スポーツが大好きで、特にカヌーに乗るのが得意。趣味はお散歩。「利久饅頭」が好物。いつも身に付けている「鮎のがま口財布」がお気に入り。

「みさ坊」は、イノシシの子ども「うり坊」とイノシシの別名「山くじら」をモチーフにした美郷町公式マスコットキャラクター。帽子には、町を流れる「江の川」と「信喜橋」があらわれ、特産品「山くじら」にちなんで鯨の吊りスポンを履き、「江の川」で捕れる「鮎」のがま口財布をポケットに入れていきます。亥年の2019年1月に「美郷町アンバサダー」に任命された際、成果が出なければ公式キャラクターからも卒業しなければならぬとの状況に追い込まれましたが、イベントでの活躍やメディアでのPRが認められ、アンバサダー続投が決定。以前は目つきの悪さから子どもに号泣されたりもしましたが、今では子どもたちからも大人気です。語尾に「〜ウリ」や「〜シシ」とつけた語り口でツイッターなども駆使しながら、アンバサダーとしての責務を全うしようとしています。

坂町マスコットキャラクター

坂 うめじろう

広島県坂町

坂町の魅力発信と環境美化推進を任務とした「坂 うめじろう」は、2019年11月に町の公式キャラクターとしてお披露目されました。実は、町内の環境美化啓発キャラクターとして1997年から存在していた「メジロ」のキャラクターが前身。当時は、名前も着ぐるみもありませんでした。坂町のPRのため、このキャラクターをもっと活用しようと、名前を公募。坂町公式マスコットキャラクター愛称選定委員会での審査の結果、町の木「梅」と町の鳥「メジロ」をかけたあわせて名前を応募してくれた町内在住の小学6年生男子の案が採用されました。この時、あわせて着ぐるみも作製したので、町内外のイベントにも積極的に参加しています。こうして、町内の環境美化推進と町外への町の魅力や情報の発信を担い、日々活躍しています。



1997年10月1日生まれ。ゴミを見ると帰すにいられないほどきれいで好奇心旺盛。さみしがり屋なのレクションが自慢。

氷川町PRキャラクター

ひかりん

熊本県氷川町



10月1日生まれの男の子。情熱的な性格。動きがわかりやすく、一生懸命さが伝わらないが、ダンス、特に「氷川音頭」が得意。趣味は町内のお散歩。語尾に「〜りん」とつけて話す。

氷川町は、2005年に旧竜北町と旧宮原町が合併して氷川町が誕生したことを記念し、2009年に公式キャラクターのデザインと名称を公募しました。多数の応募作品の中から選考し、町のPRキャラクターとして誕生したのが「ひかりん」です。体の輪郭は氷川町の頭文字「ひ」をモチーフとし、あたまの上には町花である「桜」を付けています。氷川町が将来に向けて発展・繁栄するよう、明るく元気で活気あふれる姿をアピール。吉野梨、和鹿島いちご、い草、そして世界最大の柑橘・晩白柚などの町特産品のPR役も担っています。毎年9月に開催する「氷川町梨マソン大会」や3月の「氷川まつり」など、町内のイベントでは町民とのふれあいを大事にし、時々町外にも出かけていって、町のPR活動に励んでいます。

次回は、東ブロック(北海道・東北・関東)からご紹介します

「森林サービス産業」推進地域及び 「森林サービス産業」モデル地域等を募集します！ 募集期限(予定)：令和2年6月中旬頃まで

「森林サービス産業」は、森林空間が生み出す恵みを活用した「健康」「教育」「観光」等に関わるサービスを、地域内で複合的に生み出す産業です。

多様な森林空間利用の期待の高まり～森林空間を活用した新産業創出に向けて～

これまで、森林空間は森林環境教育の場、アウトドアスポーツなどのレクリエーションの場、森林浴などの健康・休養の場として利用されてきた。
近年では、日本国民の生活スタイルや志向が変化し、企業経営や生き方の価値観、ライフスタイルの大きな転換の動きが見られるなか、森林空間を積極的に活用したいという期待が高まり、そのニーズは多様化している。

学び	遊び・スポーツ	健康・癒やし	新たなニーズ
青少年等が森林・林業について体験・学習する場や、木の恵みやその利用の機会を学ぶ活動である「木育」の場として利用。	自然や環境に囲まれた森林をフィールドとして、例えば、自然探検、トレッキング、アウトドアスポーツの場として利用。	森林の中でのリラクゼーション・プログラム等を通じて、森を楽しみながら、心と身体のリフレッシュや健康維持・増進、病後のリハビリなどを目的としたプログラムの場として利用。	国民の価値観が多様化する中で、都市住民を中心に「ゆとり」や「やすらぎ」を求める傾向が高まっており、健康志向、環境意識の高まりと相まって、リターン・1ターンの定住希望が増加するなど、新しいライフスタイルを実現する場として利用。
【事例】 森林環境教育 セカンドスクール 森のようちんかん 林間学校	【事例】 フォレスト・アドベンチャー ロングトレイル マウンテンバイク	【事例】 森林浴 森林セラピー アロマットウォーク	【事例】 サテライトオフィス テレワーク

森林資源の一つである森林空間を活用した新産業(森林サービス産業)の創出・推進により、山村振興・地方創生への寄与に期待

人口減少社会や人生100年時代を迎える中、「森林サービス産業」は「林業の成長産業化」とともに山村地域に雇用と収入機会を生み出すことで、山村振興・地方創生に寄与することが期待されています。

「森林サービス産業」検討委員会では、「森林サービス産業」の推進に向け、企業の健康経営や従業員のメンタルヘルス対策・健康づくりに貢献するために求め

られるエビデンス取得手法等や、地域における推進方策等が整理されました。また、こうした取組を推進することで、山村地域において「関係人口」の創出や、山村の新たな価値の発見につながるものが指摘されています。

★詳しくは、林野庁ホームページ参照
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/kassei/sangyou.html>

令和2年度からは、地域と連携して、より具体的に「森林サービス産業」を創出していくため、『森林サービス産業』推進地域』及び『森林サービス産業』モデル地域等』を公募することになりました。多くの地域の皆さまの応募、お待ちしております。

Ⅰ 『森林サービス産業』推進地域』登録の募集

地域外の民間事業者等と連携して、新たな「森林サービス産業」の創出を目指す意欲のある地方公共団体や中核的組織等が、いる農山村地域を『森林サービス産業』推進地域』として登録し、ポータルサイトや「森林サービス産業」の創出に関心のある産官学民が、現在約145団体が参集している「Forest Styleネットワーク」(事務局：林野庁)の会合等で紹介することで、民間事業者とマッチングを促進します。

1 『森林サービス産業』推進地域』登録のメリット

① ポータルサイト等での紹介

② 「Forest Styleネットワーク」会合での紹介・マッチング

③ 「森林サービス産業」の基本的な考え方や先行事例等についての研修に参加

2 登録方法

(1) 公募要領・申請様式

5月中を目途に左記ホームページに掲載予定ですのでご覧下さい。 <http://www.green.or.jp/topics/fs2020/>

(2) 募集期限(予定)

【第1弾登録】令和2年6月中旬頃まで

Ⅱ 『モデル地域・準モデル地域』の募集(健康経営分野)

近年「働き方改革」等に対応する人々のライフスタイルの変化や、心身の健康づくりの場として森林空間を利用しようというニーズの高まりが見られます。

本事業では企業の健康経営や働き方改革に着眼して、新たな「森林サービス産業」の事業スキームの創出に取り組み地域を「モデル地域」「準モデル地域」として選定し、各地域が抱える課題解決と、地域に応じたモデル手法を開発する取組を支援します。

1 募集する地域と支援内容

本事業では、企業の健康経営に着目した「森林サービス産業」の創出に取り組み地域を募集し、その段階に応じた支援を行います。

●モデル地域(事業化段階) 5団体

企業の健康経営に着目した「森林サービス産業」の創出に向けて、新たな「モデル手法」開発、「モニターツアー」開催、試行的な「エビデンス」取得・集積・活用、「地域ワークショップ」開催等のモデル事業の実施を支援します。(助成額…5団体総額で1,750万円を限度とし

ます)

●準モデル地域(準備段階) 5～10団体

企業の健康経営に着目した「森林サービス産業」の創出に向けて、地域での課題解決型研修会」の開催を支援します。(講師の謝金等、予算の範囲で支援します)

なお、モデル地域、準モデル地域には、共通で「コーディネーター養成研修」を実施します。

*新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、開催時期の変更やオンラインでの開催等となる場合もあります。

2 支援対象期間

令和3年2月末まで

3 申請方法

(1) 公募要領・申請様式

5月中を目途に「森林サービス産業」モデル地域等(健康経営分野)創出支援事業 特設ホームページに掲載予定ですのでご覧下さい。 <http://www.green.or.jp/topics/fs2020/>

(2) 募集期限(予定)

令和2年6月中旬頃まで



研修イメージ

◇問合せ先

公益社団法人国土緑化推進機構 政策企画部
電話 03-13262-13883
E-mail foreststyle@green.or.jp

随 想

東京から南方海上287kmに位置し、面積69・11km²、八丈富士(西山854・3m)と三原山(東山700・9m)の二つの山があるひょうたん型をした島が、私の暮らす八丈島です。

黒潮暖流の影響を受けた海洋性気候を呈し、年平均17・8℃、高温多湿で雨が多いのが特徴で、自然の恵みが沢山あります。

その恩恵を受けた花卉園芸の栽培



が盛んで、農業生産高は、切り葉・切り花を中心として年間18億円を超える基幹産業となっています。

特に八丈町の木でもあるフェニックス・ロベレニイは、国内シェアの9割を超え、切り葉や観葉鉢物として目にするものは、そのほとんどが八丈島産と言っても過言ではありません。

漁業も黒潮暖流の恩恵を受け、かつては日本一早い初ガツオが1月下旬から家庭の食卓に上がる事も珍しくない光景でした。

近年は、温暖化の影響を受け獲れる魚種は変化したものの金目鯛魚などを中心として、漁業生産高は年間約12億円となっています。

商工では、伊豆諸島独特の食文化であるクサヤ加工や、江戸時代に流人が八丈に伝えた焼酎の醸造、八丈島の名前の由来の一つでもある伝統工芸品の本場黄八丈織などがあります。

その他に温泉施設や流人が伝えた文化も色濃く残る事から観光地としての資源も少なくありません。

このように自然や文化は多いものの、日本全国でも喫緊の課題である少子高齢化による人口減少が八丈町でも大きな課題となっています。この課題に特効薬は無く、今できる事を着実に進めることが重要であり、

それが10年後・20年後の未来へ繋がることではないといけません。

移住・定住政策は、全国の各自治体が行い、成果がでている自治体が無い訳ではありませんが、一様に飽和状態と言っても過言ではなく、次の一手に結びつかせるための施策が重要となっています。

八丈町では、移住・定住に拘ることなく、島を応援してくれる人々に重点を置き、島の魅力を島外に伝えるなど地域の担い手となりえる関係人口や、観光・合宿などで島に訪れる交流人口の増加に繋がる取組を継続しています。

その中でも島の自然を活かしたスポーツ交流事業やスポーツ合宿の誘致、文化団体の交流など分野は多岐にわたり、島の魅力の発信や再発見に役立っています。

八丈町の高齢化率は40%を超えています。幸いなことに元気な高齢者や、技術を持ち、次世代へ伝承できる方々が沢山います。

農業については、平成20年度より開設した八丈町農業担い手研修センターにおいて、生活費の補助などは行わず、研修圃場を使い自分で育て収穫した花卉園芸植物を出荷することで生活をさせるという研修スタイルが、卒業後の自立就農に繋がっています。研修センター以外にも、認

定農業者に直接指導を仰ぐ新規就農者も多く、この時に講師役をしてくれた。ただ農業者も元気な高齢者です。

漁業でも、担い手向けの体験漁業事業を行い多くの若手が参加し、大先輩の漁師の働く姿を見て就漁を決めた方や、島に来たことがきっかけとなり島で就職先を見つけた方もいると聞いています。

このように第一次産業を中心として、後継者の育成や、自然の恵みを最大限活用することにより、島の強みである花卉園芸や漁業による地域振興を行うことが大切だと考えています。

また、八丈町には、六次産業化の素材となる、農業、漁業、製造・加工業、商工業、観光業があり、それぞれの基盤整備や振興策を行うのはもとより、1つの産業からの発生ではなく、経済的資源の点と点を結び面としての実効性を発揮できるように横断的かつ有機的な取組を行い、一次産業から三次産業の誰もが主役となれる六次産業化を行い雇用の場の創出に繋がっていきます。

八丈町には、離島ならではの難しい事も多いですが、離島でしか体験できないような楽しみ方も沢山ありますので、皆さんも是非八丈島にお越しいただき、交流人口の増加にご参加いただけますようお願いいたします。

さまざまな「集いの場」を 演出いたします

県人会など同郷者の集い、
同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー
職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

東京でのイベントに最適な
絶好のロケーションを誇る全国町村会館。
かけがえのないひとときを、
上質なサービスでおもてなしいたします。

広さと設備が多彩な大ホールと、3つの
会議室がございます。
会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用
いただけます。

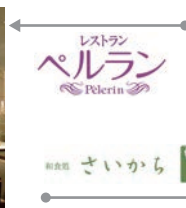


和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、
会議室・宴会場のほかに、
ふたつのレストランもございます。
お気軽にお立ち寄りください。



カジュアルレストラン「ペルラン」

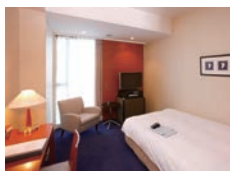


和食処「さいち」

客室のご案内

SINGLE
ROOM

シングル
119室



DOUBLE
ROOM

ダブル
12室



TWIN
ROOM

ツイン
18室



～和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)

※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



■ご予約・お問い合わせ



全国町村会館

TEL.03(3581)0471

FAX.03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ホームページアドレス <http://www.zck.or.jp/kaikan>

●全国町村会館へのアクセス

- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分

